

2020年4月27日  
九州電力株式会社

## 「平成28年熊本地震」により被災されたお客さまに対する特別措置を延長します

－ 工事費負担金、臨時工事費、諸工料の免除を延長 －

「平成28年熊本地震」により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、当該地震に係る災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられたお客さま等からお申込みがあった場合に、工事費の特別措置を適用しております。

(2016年4月18日、5月17日、9月13日、2017年4月7日、2018年4月19日、2019年3月15日お知らせ済)

現在も、家屋の再建等が継続している状況を踏まえ、工事費の特別措置を延長することとし、「特定小売供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、2020年4月27日に認可を受けました。

特別措置の内容等は、次のとおりです。

### I. 特別措置の内容

以下の特別措置の適用期間を「2021年4月末日まで」に延長します。  
(現在の適用期間は2020年4月末日まで)

1. 工事費負担金(※)の免除  
電柱、電線などを設置する場合の工事費負担金を免除します。
2. 臨時工事費(※)の免除  
臨時に電気を使用される場合の臨時工事費を免除します。
3. 諸工料(※)の免除  
引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合の諸工料を免除します。

※ 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

### II. 特別措置のお申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社営業所までご相談ください。

※ 営業所のお問合せ先は、別紙を参照ください。

(参考) 特別措置の対象地域

熊本県内全45市町村および隣接する市町村

【隣接する市町村】

福岡県大牟田市、八女市、みやま市

大分県日田市、竹田市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

宮崎県小林市、えびの市、児湯郡西米良村、東臼杵郡椎葉村、西臼杵郡高千穂町、

西臼杵郡五ヶ瀬町

鹿児島県出水市、伊佐市

以上